

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生産振興部 水産課

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律	法令の番号	昭和63年12月23日 法律第99号
不利益処分の種類	業務改善命令	根拠条項	第18条
処分基準	遊漁船利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害すると認めるとき		
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 水産課	交付機関 水産課
			目次 NO 33